

問1 鎌倉時代の政治体制において、「執権」という役職が果たした役割の説明として最も適切なものを次の中から選びなさい。 (2018年 茨城県公立入試 類似)

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 1. 江戸幕府において将軍の直属として、臨時に最高職に就き国政を左右した。 | 2. 地方の軍事や警察の役割を担い、幕府から各国に派遣された役職である。 | 3. 室町幕府において将軍を補佐し、足利一族の有力者が就任して政治を支えた。 | 4. 将軍に代わって幕府の政治の実権を握り、北条氏が世襲して政務を統括した。 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|

問2 源頼朝が鎌倉幕府を確立していく過程で、全国の土地支配を強めるために実施した政策の背景について述べた文章のうち、正しいものはどれですか。 (2024年 山形県公立入試 類似)

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 1. 蒙古襲来に備えるため、恩賞として与える土地を確保する目的で、全国の荘園に地頭を配置し直した。 | 2. 検非違使や押領使といった朝廷古来の役職を幕府の統制下に置くことで、全国の武士を直接支配する仕組みを整えた。 | 3. 承久の乱で後鳥羽上皇を破ったのち、西日本の貴族の領地を没収するために守護・地頭の制度を初めて導入した。 | 4. 源義経との対立をきっかけに、朝廷から守護・地頭の設置を認めさせることで、各地の荘園や公領への影響力を確保した。 |
|---|--|--|--|

問3 鎌倉時代に制定された「御成敗式目（貞永式目）」について、その制定の背景や内容として正しい説明はどれですか。 (2026年 富山県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|--|--|--|
| 1. 徳川吉宗が、裁判の基準を統一して能率的に処理するために、過去の判例などをまとめた法律として定めた。 | 2. 江戸幕府の将軍が、全国の大名を統制するために、城の修理の制限や参勤交代の義務などを定めた。 | 3. 執権の北条泰時が、御家人たちの間で増えていた領地争いの裁判を、武士の慣習に基づいて公平に裁くために定めた。 | 4. 聖徳太子が、官吏としての心得を説くとともに、仏教を敬い天皇の命令に従うことを求めて定めた。 |
|--|--|--|--|

問4 鎌倉幕府の支配体制の変化についてまとめた資料において、1221年に起きた承久の乱の後に、幕府がそれまでの支配を強化するために京都に設置した機関の名称を答えなさい。 (2026年 岡山県公立入試 類似)

- | | | | |
|--------|----------|---------|----------|
| 1. 鎌倉府 | 2. 六波羅探題 | 3. 鎮西探題 | 4. 京都所司代 |
|--------|----------|---------|----------|

問5 承久の乱が起こった背景とその後の歴史的意義についての説明として、最も適切なものはどれですか。 (2023年 宮城県公立入試 類似)

- | | | | |
|---|---|---|--|
| 1. 足利氏と新田氏が朝廷の権威を利用して鎌倉幕府を倒すために起こした戦いであり、この結果、建武の新政が始まった。 | 2. 平氏を滅ぼした後の源頼朝の権威を恐れた朝廷が兵を挙げたが、地頭の反乱により幕府が崩壊し、再び天皇中心の政治に戻った。 | 3. 源氏の正統が途絶えた混乱に乗じて後鳥羽上皇が倒幕を図ったが、幕府側が勝利したことで、武士の支配が西日本にも浸透する契機となった。 | 4. 執権の北条氏が実権を握ることに不満を持った御家人が上皇を担ぎ出して挙兵したが、幕府は敗北し鎌倉時代は終焉を迎えた。 |
|---|---|---|--|

問6 13世紀、モンゴル帝国（元）による1度目の侵攻である「文永の役」を経て、鎌倉幕府が博多湾の沿岸に大規模に築かせた石造りの防壁を何と呼びますか。 (2015年 佐賀県公立入試 類似)

- | | | | |
|-------|-------|--------------|-------|
| 1. 環濠 | 2. 台場 | 3. 元寇防塁（石築地） | 4. 山城 |
|-------|-------|--------------|-------|

問7 1232年、鎌倉幕府の3代執権である北条泰時が、武士社会の慣習や道徳に基づいて定めた日本最初の武家法律を何といいますか。 (2018年 沖縄県公立入試 類似)

- | | | | |
|-----------|----------------|----------|-----------|
| 1. 十七条の憲法 | 2. 御成敗式目（貞永式目） | 3. 武家諸法度 | 4. 公事方御定書 |
|-----------|----------------|----------|-----------|

問8 1232年、鎌倉幕府の3代執権である北条泰時が、武士社会の慣習を整理し、公平な裁判を行うための基準として定めた最初の武士独自の法を何といいますか。 (2023年 鹿児島県公立入試 類似)

- | | | | |
|-----------|----------|----------------|-----------|
| 1. 十七条の憲法 | 2. 武家諸法度 | 3. 御成敗式目（貞永式目） | 4. 公事方御定書 |
|-----------|----------|----------------|-----------|

問9 鎌倉時代、幕府によって任命された守護と地頭のうち、地頭が行った職務として最も適切な説明はどれですか。 (2014年 和歌山県公立入試 類似)

- | | | | |
|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 1. 荘園や公領における土地の管理、年貢の徴収、および現地の警察活動 | 2. 朝廷が国ごとに派遣し、行政・司法・税収のすべてを統括する地方官としての業務 | 3. 国ごとに1人置かれ、大番催促や謀叛人の逮捕など、一国単位での軍事・警察業務 | 4. 京都の警備や朝廷の監視を目的として、六波羅に常駐して行う政務 |
|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|

問10 鎌倉時代に栄西が中国（宋）から伝え、座禅を組んで師からの問いに答えながら修行する、幕府や武士に重んじられた宗派を何といいますか。 (2016年 岡山県公立入試 類似)

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1. 曹洞宗 | 2. 真言宗 | 3. 臨済宗 | 4. 浄土宗 |
|--------|--------|--------|--------|

問11 13世紀後半に2度にわたって行われたモンゴル（元）の襲来（元寇）において、幕府の命を受け九州北部で防衛の中心を担ったのはどのような立場の人々ですか。最も適切なものを選んでください。 (2017年 群馬県公立入試 類似)

- | | | | |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 1. 地方の荘園を管理し、年貢の徴収を任された地頭 | 2. 朝廷から任命され、各国の軍事・警察権を行使した守護 | 3. 室町幕府において、将軍の補佐役を務めた管領 | 4. 将軍と主従関係を結び、軍役などの奉公を行った御家人 |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|

問12 鎌倉時代、ある御家人が300平方メートルの領地を持っており、その死後に長男が150平方メートル、次男が75平方メートル、長女が75平方メートルといった形で、子に領地を分け与えて引き継がせました。このような相続方法を何と呼びますか。 (2024年 千葉県公立入試 類似)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 分割相続 | 2. 永代譲渡 | 3. 均等割当 | 4. 単独相続 |
|---------|---------|---------|---------|

問13 御成敗式目（貞永式目）の性質やその後の影響について述べた文として、正しいものはどれですか。 (2019年 山口県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 中国の律令を模倣したものではなく、わが国独自の武士の道徳や慣習に基づいた内容であった。 | 2. 裁判の迅速化を図るために、8代将軍の徳川吉宗が判例をまとめたものである。 | 3. 武士だけでなく、農民や商人といった平民すべての生活規定を細かく定めたものである。 | 4. 朝廷が支配する京都や荘園領主の領内を含め、日本全土に強制的に適用される法律であった。 |
|--|---|---|---|

問14 1232年に制定された法典において、諸国の守護が果たすべき職務として規定されていた内容はどれか、次のうちから選びなさい。なお、この法典では守護が本来の職務を超えて荘園領主の仕事を妨げることを禁じています。 (2016年 和歌山県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|-------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 1. 全国の田畑の面積を調査し、収穫量に応じた年貢を計算して幕府に報告する。 | 2. 外国との貿易を管理し、博多などの港で輸出入される品物に課税する。 | 3. 農村の冠婚葬祭などの行事を主催し、農民の生活全般を細かく規制する。 | 4. 御家人に京都を警備する義務（京都大番役）を指揮・催促し、謀反や殺人などの犯罪者を取り締まる。 |
|--|-------------------------------------|--------------------------------------|---|

答え合わせ・解説

問1	答え 4 将軍に代わって幕府の政治の実権を握り、北条氏が世襲して政務を統括した。	鎌倉幕府では源氏の将軍が3代で途絶えた後、北条政子の実家である北条氏が政治の中心となりました。北条氏は自ら将軍になるのではなく、将軍を名目上の存在とし、自らは執権として幕政を動かす「執権政治」を行いました。なお、選択肢にある「管領」は室町幕府、「大老」は江戸幕府、「守護」は地方行政の役職であり、執権とは役割や時代が異なります。
問2	答え 4 源義経との対立をきっかけに、朝廷から守護・地頭の設置を認めさせることで、各地の荘園や公領への影響力を確保した。	鎌倉幕府が全国的な支配権を確立する大きな転換点は、1185年の守護・地頭の設置にあります。これは源義経を捕縛するという名目で朝廷に認めさせたものであり、それまで貴族や寺社が所有していた「荘園」や、国司が管理していた「公領」に対して、幕府が任命した武士（御家人）が地頭として入り込むことを可能にしました。検非違使や押領使は平安時代からの官職であり、これとは区別する必要があります。
問3	答え 3 執権の北条泰時が、御家人たちの中で増えていた領地争いの裁判を、武士の慣習に基づいて公平に裁くために定めた。	鎌倉時代初期の武士の間では、土地の境界や所有権をめぐる紛争が絶えませんでした。北条泰時は、それまでの貴族の法律（律令）ではなく、武士の実情に合わせた裁判基準を成文化することで、幕府の裁判に対する信頼を高めようとしてしました。この法律は、後の室町幕府や戦国大名の分国法にも大きな影響を与えました。
問4	答え 2 六波羅探題	承久の乱で後鳥羽上皇の軍を破った鎌倉幕府は、朝廷の動きを常に監視し、京都の治安を維持するために新たな機関を設置しました。これが六波羅探題です。この機関は、乱の戦後に没収した上皇側の領地（正成跡など）の管理や、それまで幕府の影響力が弱かった西国の武士を統制する重要な役割も担いました。
問5	答え 3 源氏の正統が途絶えた混乱に乗じて後鳥羽上皇が倒幕を図ったが、幕府側が勝利したことで、武士の支配が西日本にも浸透する契機となった。	3代将軍の源実朝が暗殺されて源氏の将軍が途絶えたことをきっかけに、後鳥羽上皇は政権を朝廷に取り戻そうとして承久の乱を起こしました。しかし、北条政子が「頼朝の恩義」を訴えて御家人を団結させたことで幕府軍が圧倒し、結果として朝廷に対する幕府の優位が決定的になりました。この戦いの後、多くの御家人が西日本の土地の地頭に任命されたことは、全国的な武家社会の形成に大きな影響を与えました。
問6	答え 3 元寇防塁（石築地）	文永の役（1274年）でモンゴル軍の集団戦法や火器に苦戦した鎌倉幕府は、再度の襲来に備えて九州の御家人らに命じ、博多湾の海岸線約20kmにわたって石垣を築かせました。これを元寇防塁、または石築地（いしつじ）と呼びます。幕府はこの防備により、2度目の襲来である弘安の役（1281年）において元軍の上陸を阻止することに成功しました。
問7	答え 2 御成敗式目（貞永式目）	承久の乱の後、幕府の支配力が西日本に及ぶようになると、武士同士や武士と貴族の間で土地をめぐる争いが急増しました。これらを公平に裁くための基準が必要となり、北条泰時は武士に分かりやすい独自の法律を制定しました。これは後の武家法の模範となりました。
問8	答え 3 御成敗式目（貞永式目）	承久の乱の後、幕府の支配力が西日本まで及ぶようになると、各地で地頭と荘園領主との間に土地をめぐる紛争が急増しました。北条泰時は、裁判を公平に行い、御家人の権利を保障するために、これまでの慣習法を成文化しました。これは後の武家法の模範となりました。
問9	答え 1 荘園や公領における土地の管理、年貢の徴収、および現地の警察活動	地頭は、個別の荘園や公領（国衙領）という細かい単位で配置された役職です。それに対し、国ごとに置かれ、一国全体の軍事や警察権を握ったのは守護です。地頭は徴収した年貢を領主に納める義務がありましたが、その権限を背景に徐々に領主（公家や寺社）の権利を侵食し、武士による土地支配を強めていくことになりました。
問10	答え 3 臨濟宗	宋西によって伝えられたこの宗派は、禅宗の一つであり、座禅を組み合わせながら「公案」と呼ばれる師からの問題を解くことで悟りを目指します。自律的な修行を重視する姿勢が、当時の武士の精神に合致したため、鎌倉幕府に厚く保護されました。
問11	答え 4 将軍と主従関係を結び、軍役などの奉公を行った御家人	鎌倉時代において、将軍から土地の支配権を認められるなどの「御恩」を受ける代わりに、軍役などの「奉公」を果たす武士を御家人と呼びます。元寇の際には、彼らが博多湾などの最前線でモンゴル軍と戦いましたが、防衛戦であったため新たに獲得できる土地がなく、幕府は彼らに十分な恩賞を与えることができませんでした。
問12	答え 1 分割相続	武士の所領は一族の財産と考えられていたため、鎌倉時代の中頃までは女子も含めた複数の子に領地を分ける「分割相続」が行われていました。この仕組みは、子たちに公平に財産を分けるものでしたが、数世代後には1人あたりの領地が極端に狭くなるという欠点がありました。その結果、武士としての奉公（軍役）を果たすことが困難なほどに困窮する者が現れたため、室町時代になると、一族の力を維持するために一人の相続人がすべてを継承する「単独相続」へと変化していきました。
問13	答え 1 中国の律令を模倣したものではなく、わが国独自の武士の道理や慣習に基づいた内容であった。	それまでの日本の法律は中国の律令をモデルにした「公家法」が主流でしたが、御成敗式目は武士社会の現実（道理や慣習）を基準に作られました。当初の適用範囲は幕府の支配下にある御家人やその所領に限られていましたが、その優れた内容から、のちの室町幕府や戦国大名の分国法にも大きな影響を与えました。
問14	答え 4 御家人に京都を警備する義務（京都大番役）を指揮・催促し、謀反や殺人などの犯罪者を取り締まる。	御成敗式目の中では、守護の職務を「大犯三箇条（だいほんさんかじょう）」と呼ばれる重要な職務などに限定していました。具体的には、御家人を催促して京都を警備させることや、謀反人・殺害人の逮捕といった治安維持が中心です。これは、守護が荘園の管理に不当に介入して、荘園領主（貴族や寺社）と対立することを防ぐ狙いもありました。